



県章

山形県公報

平成30年8月21日（火）
第2971号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則……………（商業・県産品振興課）…813

告 示

- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課）…同
- 道路の区域の変更……………（置賜総合支庁建設総務課）…814
- 同……………（同）…同
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…815
- 県道の供用の開始……………（同）…同

公 告

- 一般競争入札の公告……………（会計局）…同
- 監査結果の公表……………（監査委員）…817

規 則

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第60号

山形県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県中小企業高度化資金貸付規則（昭和43年2月県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の表第13項及び第14項中「第15条第1項第24号」を「第15条第1項第25号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第630号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
白 鷹 町 立 病 院	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲501番地	平成30年10月1日から 平成33年9月30日まで

山形県告示第631号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年8月21日から同年9月4日まで縦覧に供する。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 米沢猪苗代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市大字関字船坂山3888番4から		旧	74.0メートル	195メートル
同 杉ノ下反帳目9番5まで			9.6	
米沢市大字関字船坂山3888番4から		新	37.0メートル	77メートル
同 立石字瀬沢二965番17まで			10.0	

山形県告示第632号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年8月21日から同年9月4日まで縦覧に供する。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場大橋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市中ノ目字北841番4から		旧	21.5メートル	62メートル
同 東屋敷688番13まで			10.5	
同	上	新	20.7メートル	同上
			10.5	

山形県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年8月21日から同年9月4日まで縦覧に供する。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大塚米沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東置賜郡川西町大字大塚字一貫分一1735番7から 同 三1779番2まで	旧	9.0メートル } 5.0	192メートル
同 上	新	9.0メートル } 5.0	同 上
同 上		11.2メートル } 5.0	211メートル

山形県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年8月21日から同年9月4日まで縦覧に供する。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 399号
- 2 供用開始の区間 東置賜郡高島町大字小郡山字敷西294番9から
同 山際44番1まで
- 3 供用開始の期日 平成30年8月21日

山形県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年8月21日から同年9月4日まで縦覧に供する。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 大塚米沢線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字大塚字一貫分一1735番7から
同 三1779番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年8月21日

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、エクス線デジタル画像撮影システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年8月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日 時 平成30年10月1日（月） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品の名称及び数量 エクス線デジタル画像撮影システム 一式
 - (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成30年12月28日（金）
 - (4) 納入場所 山形市松栄二丁目2番1号 山形県工業技術センター

- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2724
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年9月14日（金）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月7日（金）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書及び仕様書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: X-ray digital image photography system: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. October 1, 2018
- (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan
TEL 023(630)2724

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成30年6月に実施した平成29年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

平成30年8月21日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関15箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
最 上 電 気 水 道 事 務 所	平成30年6月12日	伊藤委員	加藤委員
置 賜 電 気 水 道 事 務 所	平成30年6月12日	伊藤委員	加藤委員
酒 田 水 道 事 務 所	平成30年6月12日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター水田農業試験場	平成30年6月14日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター養豚試験場	平成30年6月14日	鈴木委員	武田委員
病 害 虫 防 除 所 庄 内 支 所	平成30年6月14日	鈴木委員	武田委員
港 湾 事 務 所	平成30年6月14日	伊藤委員	加藤委員
こ ころ の 医 療 セ ン タ ー	平成30年6月14日	伊藤委員	加藤委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	平成30年6月14日	伊藤委員	加藤委員
農 林 大 学 校	平成30年6月15日	伊藤委員	加藤委員
農業総合研究センター園芸試験場	平成30年6月15日	鈴木委員	武田委員
農業総合研究センター畜産試験場	平成30年6月15日	伊藤委員	加藤委員
村 山 電 気 水 道 事 務 所	平成30年6月15日	鈴木委員	武田委員

新庄病院	平成30年6月15日	伊藤委員	加藤委員
河北病院	平成30年6月15日	鈴木委員	武田委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 最上電気水道事務所

(イ) 契約事務が適切でないものがある。

(内容)

競争入札に付すべきところ、3者の見積合わせによる随意契約を行っているもの 1件

鶴子発電所道路除雪業務委託（単価契約）

支出予定金額 1,019,520円

契約年月日 平成29年11月14日

支出金額 855,036円

ロ こころの医療センター

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

前年度会計の監査で注意した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

支出事務が適切でないものがある。

勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件

平成29年6月支給分

既支給額（100分の80） 191,466円

正支給額（100分の100） 239,332円

要追給額 47,866円

ハ 河北病院

(イ) 前年度会計の監査で指摘した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。

(内容)

執行管理体制が適切でないものがある。

a 扶養手当について、扶養親族届が提出されているにもかかわらず認定を怠ったことにより支給されず、期末手当とともに追給を要するもの 1件

扶養手当

平成29年3月支給分から平成30年1月支給分まで

要追給額 90,500円

期末手当

平成28年6月支給分

既支給額 100,332円

正支給額 102,672円

要追給額 2,340円

平成29年6月支給分

既支給額 203,904円

正支給額 209,952円

要追給額 6,048円

平成29年12月支給分

既支給額 382,320円

正支給額 393,660円

要追給額 11,340円 要追給額計19,728円

- b 通勤手当について、給与システムの処理を誤り、返納を要するもの 1件
平成29年12月支給分から平成30年2月支給分まで
既支出額 12,600円
正支出額 7,500円
要返納額 5,100円
- c 勤勉手当について、期間率の算定を誤り、追給を要するもの 1件
平成29年12月支給分
既支給額（100分の80） 198,990円
正支給額（100分の100） 248,373円
要追給額 49,747円
- d 赴任旅費について、算定を誤り、返納を要するもの 4件 合計 133,552円
主な事例は以下のとおり
既支給額 177,052円
正支給額 102,420円
要返納額 74,632円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 事務事業

- (イ) 前年度会計の監査において指導した事項について、改善の効果が不十分なため、同様の不適切な事務処理がある。（新庄病院）

ロ 収入

- (イ) 普通財産の土地賃貸借契約において、支払遅延に係る違約金の調定額の算定を誤ったものがある。（港湾事務所）
- (ロ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。（農業総合研究センター園芸試験場）
- (ハ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているものがある。（農業総合研究センター畜産試験場）

ハ 支出

- (イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。（農林大学校、農業総合研究センター畜産試験場）
- (ロ) 旅費の支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。（農業総合研究センター園芸試験場）
- (ハ) 県主催の推進会議における講師謝金及び費用弁償の支払が開催日から3箇月を超えて遅延するなど適切でないものがある。（農業総合研究センター園芸試験場）

ニ 契約

- (イ) 特定調達契約に係る随意契約の相手方決定の公告を行っていないものがある。（河北病院）

平成30年8月21日印刷 発行所 山形県庁
平成30年8月21日発行 発行人 山形県